

意見書

平成21年 9月7日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちよう 大阪府大阪市中区馬場町3番15号
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」の答申(案)に関する当社意見

総論

事業者間の取引関係が双方向的になっていることを踏まえ、取引のバランスを確保するための措置が必要

指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が当社と同等のネットワークを自ら構築し、市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を開放して、その接続条件を整備することにより競争を促進してきました。そのため、事業者間の接続料のやりとりは、当社が中継事業者から接続料を受け取る形態が中心でした。

その後、固定電話市場で、ドライカップを利用したOAB～J電話サービス、050IP電話サービスやひかり電話サービス等が現れ、携帯電話市場でも、携帯電話サービスが急速に普及し、また、固定発携帯着の通話について、携帯電話事業者に代わって固定電話事業者が利用者料金を設定することが認められるようになってくると、当社と他事業者間の接続料のやりとりも、事業者同士が相互にネットワークを利用し合って接続料を支払い合う双方向の関係に変化してきました。

このように事業者間の関係が変化していく中、従来は、ひかり電話網が指定対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、昨年3月の審議会答申を踏まえ、ひかり電話網が指定対象とされたことで、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定めることになった一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、今後、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い水準の接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる懸念が生じています。更に、昨年以降、固定通信事業と移動通信事業を1社(グループ)で提供している事業者が、自社内やグループ内の「固定－携帯」間通話を無料にするサービスを提供されていますが、それら事業者について、自社内やグループ内の取引条件と他事業者との取引条件のバランスが損なわれている懸念も生じています。

したがって、当社としては、こうした市場・競争環境の変化を踏まえ、双方向の関係にある事業者間取引のバランスを確保するための措置について検討して頂きたいと考えます。

固定ブロードバンド市場の公正競争環境整備は既に進んでおり、当社に対して新たな規制を設ける必要はない

固定ブロードバンド市場の公正競争環境整備について、我が国では、線路敷設基盤を含め、世界的に最もオープン化が進展し、固定ブロードバンド市場では、FTTH、ADSL、CATVやWiMAXに代表される広帯域無線サービス等、多種多様なアクセスラインや局内装置を用いたサービスが他事業者によって提供されるようになる等、現に設備ベースの競争が進展していることを踏まえ、屋内配線工事、中継ダークファイバの空き芯線がない区間における代替手段の確保等、他事業者が自ら実施可能で現に実施している項目についてまで、当社に対して新たな規制を課す必要はないと考えます。

	答申案	当社意見
<p>第2章 モバイル市場の 公正競争環境の 整備</p> <p>1. 第二種指定 電気通信設備制 度の検証</p> <p>(1) 規制根拠・ 規制内容</p>	<p>○ 電波の割当を受けた事業者のネットワークについて、一種指定制度と同様のボトルネック性を認め、これを規制根拠としてすべての携帯事業者を二種指定制度の対象とすることは、以下の点から適当でない。</p> <p>ア. モバイル市場には、固定網と異なり、加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在していることから、利用者・接続事業者双方にとって、ネットワークの代替性が存在していること</p> <p>イ. 固定通信市場でも、ボトルネック性の存在は、すべての事業者の加入者回線ではなく、シェア50%を超える事業者の加入者回線にのみ認められており、モバイル市場において、端末シェアと無関係に、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるかについては慎重な判断が必要であること</p> <p>ウ. また、モバイル市場では、2007年に新規事業者も参入し、設備競争やサービス競争が活発に行われる中で、サービスの多様化や利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況にあり、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるほど、公</p>	<p>○ 携帯電話事業者は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル社についても、約2,000万の契約者を抱えるようになる等、その交渉力は一層強くなっています。したがって、現に規制が課されておらず接続料が最も高止まりしている同社の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を違えるべきでないと考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>正競争環境が阻害されているとは言えないこと</p> <p>○ 「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場（着信呼市場）を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法等が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要となることから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられる。</p>	
(5)その他	<p>○ 二種指定事業者か否かにかかわらず、電波の割当を受けていないMVNO等との関係では、電波の割当を受けた事業者のネットワークは、一定の不可欠性を帯びる面はあるが、1(1)1)で述べたように、現時点では、二種指定制度の規制根拠の見直しまでは必要ないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待す</p>	<p>○ 当社としては、以下の観点から、接続料算定等に係るガイドラインについては、第二種指定電気通信事業者だけでなく、全ての携帯電話事業者を対象にして頂く必要があると考えます。</p> <p>① 携帯電話市場は、固定電話市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大市場に成長し、社会経済的にも非常に大きな影響力を有するようになっていること。特に、先般、第一種指定電気通信設備規制の対象とされた当社ひかり電話サービスの契約者数が約400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル社であっても約2,000万の契約者を抱えている等、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者から見ると、その影響力は非常に大きくなっていること。</p> <p>② 携帯電話事業者は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされて</p>

	答申案	当社意見
	<p>る形で整理することが適当である。</p> <p>○ 二種指定事業者については、今回、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定され、これに基づき、接続料の算定及び算定結果の届出・公表等を行うこととなることを踏まえ、二種指定事業者以外の事業者についても、二種指定事業者による取組と同様の取組を行うことが適当であり、検証可能性に留意した上で積極的な対応が求められるところである。</p> <p>○ 第5章で述べるように、非指定事業者については、指定事業者との間の接続料水準差が接続料算定上の課題として提起されているところであるが、二種指定事業者以外の事業者が、二種指定事業者に対して請求することが適当な接続料水準の在り方については、今回の接続料の算定方法や算定結果の検証方法の見直しを踏まえた各事業者の取組状況を注視・検証しつつ、引き続き検討を深めることが必要である。</p>	<p>いる事業者であっても、他事業者との接続協議において強い交渉力を有しており、実際の携帯電話事業者との接続料交渉において、第二種指定電気通信設備規制が課せられているか否かに関わらず、当社が、接続料の引き下げや算定根拠の提示を求めても応じてもらえない等の状況にあること。</p> <p>③ 第二種指定電気通信設備規制が課されていないソフトバンクモバイル社の接続料が高止まりし、携帯電話の接続料水準について、事業者間の格差が拡大していること。これは、お客様が着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者がどこか分からない)ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくい構造になっていることが、その一因になっていると考えられること。</p> <p>④ 自社又はグループ内の通話料を無料としている事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料を割高に設定することで補填している懸念があること。実際、ソフトバンクモバイル社は、2008年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合には接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク社公式ホームページより)と説明されていること。</p> <p>⑤ EUでは、着信ボトルネック性に着目し、モバイル音声着信市場をSMP規制の対象とし、全ての携帯電話事業者の接続料を規制していること。</p> <p>○ 仮に、答申案のとおり、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者について、当該ガイドラインに基づく接続料算定を当該事業者による自主的な取組みに委ねることとした結果、「接続料算定の適正性を確保することで、接続料格差の縮小が見込まれる」という答申案の議論の前提が崩れ、他事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手すると共に、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該ガイドラインは、2009年度内に策定・公表することとされていること、また、次期接続料(2009年度接続料)では、従来算入されていた端末販売奨励金が全額控除されて接続料の引き下げが一定程度期待できることから、当該ガイドラインに基づく接続料算定は、次々期接続料(2010年度接続料)から行うことが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社としては、携帯電話事業者の接続料について、できるだけ早期に接続料算定の適正性・透明性が確保される必要があると考えており、2009年度の携帯電話事業者の接続料についても、接続料算定等に係るガイドラインに基づき算定がなされるべきであると考えます。
(3) 接続料算定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料算定の適正性・透明性の向上を図る観点から、接続料算定の考え方を整理することが必要であるが、当該整理の範囲については、一種指定制度における接続料算定の枠組み等を参考として、「①接続料原価算定のプロセス」、「②適正原価の範囲」、「③適正利潤の範囲」、「④需要の算定」とすることが適当である。 ○ 当該整理に際しては、一種指定制度も、制度創設以降、累次の見直しを経て、現在の接続料算定の考え方が整理されてきたことを踏まえ、二種指定制度でも、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採用することが適当である。 ○ 接続料算定の考え方については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料算定等に係るガイドラインを策定するにあたっては、接続料原価に含めるべきコスト範囲や接続料算定の手順等を厳密に定めることで、極力曖昧さを排除して頂くと共に、当該ガイドラインが総務省殿による電気通信事業法第35条に基づく裁定時の判断基準となることを明確にして頂く等、全ての携帯電話事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにして頂きたいと考えます。 ○ その上で、総務省殿においては、徹底した検証を実施して頂くと共に、接続料を支払う事業者においても検証が可能となるよう、全ての携帯電話事業者を対象に、接続料算定の透明性確保の観点から、できる限り情報開示が行われるようにして頂きたいと考えます。 ○ 特に、相対的に高い接続料を設定している事業者については、総務省殿から、算定根拠の開示等に加え、他の携帯電話事業者の接続料よりも接続料が高い理由や、自社内や自グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等についても説明するよう求めた上で、総務省殿において、それら説明の妥当性についても厳密に検証して頂きたいと考えます。 ○ 検証の結果、携帯電話事業者の接続料算定が当該ガイドラインに違反している等した場合には、総務省殿において、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。

	答申案	当社意見
	<p>関するガイドライン」において規定することが適当である。</p>	
<p>第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備 1. FTTxサービス (1)FTTHサービスの屋内配線 1)法的位置付け ①戸建て向け屋内配線</p>	<p>○ NTT東西のFTTHサービスについて、その戸建て向け屋内配線は、NTT東西が自ら設置するため、NTT東西のFTTHシェア(約74%)と戸建て向け屋内配線のシェアは、基本的に同水準になると考えられる。このようなボリュームを有するNTT東西の屋内配線について、後述する接続事業者による転用を想定すると、その適切かつ公平な利用条件を確保し、利用者がサービス提供事業者を柔軟に変更可能な環境を整備することが、FTTH市場の事業者間競争を促進する上で重要となる。</p> <p>○ また、そもそも外壁の内外で位置付けを違える取扱いに合理性を見出すことは困難であるが、この取扱いの下では、引込線と屋内配線の帰属する部門が異なることとなるため、両部門を抱えるNTT東西は、引込線と屋内配線で工事が1回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が2回必要になるおそれがある。利用者獲得の際に、工事が1回で可能か否かは重要な要素となるため、NTT東西と接続事業者が同等の条件で競争可能な環境を整備する観点からも、外壁の内外で位置付けを</p>	<p>○ 以下の観点から、屋内配線にはボトルネック性がないため、戸建て・マンション向けを問わず、屋内配線を第一種指定電気通信設備に位置付けて、規制を強化することは不適切であると考えます。</p> <p>① 屋内配線は、お客様のご了承を頂くことにより、お客様の宅内に誰もが自由に設置できる設備であり、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>② 現に当社のダークファイバ等と接続する事業者は、多くの場合、自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に屋内配線を設置されており、更に、電力系事業者やCATV事業者も相当数のお客様に対し、屋内配線を設置し提供されている等、各事業者が自らの判断に基づき屋内配線を自由に設置していること。</p> <p>③ 屋内配線の維持運用にあたっては、基本的にお客様のご意向に従って対応する必要があり、撤去や移設等の要請があれば、それに応じる必要があること。</p> <p>○ また、答申案において、戸建て向け屋内配線に関し、「NTT東西は、引込線と屋内配線で工事が1回で済むのに対し、接続事業者は、引込線と屋内配線で工事が2回必要になるおそれがある」とされているところですが、当社は、屋内配線の提供要望を頂いた1の接続事業者に対して、引込線と屋内配線を1回で工事することを含めビジネスベースで屋内配線を提供していく旨を回答しており、当社と接続事業者との間で工事回数に差異が生じないようにすることが可能であることから、当該懸念を理由に、当社が屋内配線を設置する場合の提供条件をルール化等する必要はないと考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>達える現行の取扱いは適正化・明確化が必要と考えられる。</p> <p>○ NTT東西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当であり、現行の一種指定設備を定める指定告示においてもその旨の規定整備をすることが適当と考えられるが、具体的な接続条件の設定に当たっては、屋内配線が利用者宅内に設置されている点に留意することが必要と考えられる。</p>	
②マンション向け 屋内配線	<p>○ 現在、NTT東西は、マンション向け屋内配線について光配線方式を推進しており、今後NTT東西が設置する屋内配線の増加が予想されるため、現在、NTT東西のマンション内既設屋内配線は、「接続を円滑に行うために必要な事項」として、利用料や利用手続等が接続約款の記載事項となっていることにかんがみ、引き続き同様の位置付けに整理することが適当である。</p>	

	答申案	当社意見
2) 転用ルールの扱い	<p>ア 戸建て向け屋内配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内配線の転用には、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内への光コンセントの設置・汎用化、屋内配線の権利の帰属関係など、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、これらの事項について、関係事業者間で速やかに協議し内容を整理した上で、転用ルールの整備に活用することが適当である。 ○ NTT東西の屋内配線を他事業者が転用する場合だけでなく、他事業者の屋内配線をNTT東西が転用する場合も考えられる。このため、転用ルールの整備に当たっては、他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。 ○ 加入光ファイバの転用は、「引込線＋屋内配線」の転用も考えられるが、これには、切替ポイントの差異に伴うケーブル長の不足等の問題があるため、今後の屋内配線の転用状況や事業者の要望等を踏まえ、必要に応じ検討を行うことが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内配線の転用にあたっては、物品仕様・工法・インターフェースの統一や、転用対象となる設備の存否情報を事業者間で授受するための手続きの整備等、数多くの課題があると考えられるため、自らの屋内配線の転用を認めた上で当社の屋内配線の転用を要望される事業者との間で、お客様のご意向も踏まえつつ、個別の協議を通じた調整を図っていく必要があると考えます。 ○ しかしながら、電力系事業者やCATV事業者の屋内配線は、当社の屋内配線と方式や仕様等が異なっており互換性がないケースが大半と想定され、現に、これまで当社は当該事業者を含め、接続事業者より屋内配線転用に係る具体的な要望は頂いておりません。 ○ このように、屋内配線の転用に係る他事業者のニーズが不明確であって、物品仕様の統一等に係る事業者間協議も開始されておらず、課題解決の見通しも立っていない現段階において、転用ルールを整備すること自体を目的化するのは不適切であると考えます。 ○ また、答申案において、「NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めることが適当」とされている点は、設備の相互利活用を促進する観点から、適切な整理であると考えますが、実質的な相互利活用を進めていくためには、当該事業者の屋内配線に係る転用手続きや料金等の提供条件について、当社の屋内配線と同等の提供条件となるようにして頂く必要があると考えます。

	答申案	当社意見
	<p>イ マンション向け屋内配線</p> <p>○ NTT東西のマンション向け屋内配線については、現在「接続を円滑に行うために必要な事項」として、その転用がルール化の対象となっている点を踏まえ、これをベースとして、転用ルールの充実・改善等を行うことが必要である。具体的には、接続約款において、利用料だけでなく、具体的な転用手続や条件等の具体的内容を定めることが適当であり、また、現在、NTT東西のシングルスター方式の加入光ファイバとセットでなければ、屋内配線の転用を受けられない扱いについて、屋内配線単独で転用を受けられるように取り組むことが適当である。</p> <p>○ この際、マンション向け屋内配線についても、戸建ての場合と同様、転用をする際に、関係事業者間の協議により定めることが適当な事項があることから、転用ルールの整備に当たっては、これらの事項について、関係事業者間で速やかに協議し内容を整理することが適当であり、また他事業者設置の屋内配線の転用を促進する観点から、NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めるといった考え方を採用することが適当である。</p>	

	答申案	当社意見
(2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)	<p>○ FTTRには、ドライカップ接続料の上昇を抑制する効果が期待可能であるが、これに加えて、現在FTTH市場でNTT東西のシェアが継続的に高まっている状況の中で、FTTx市場での競争促進手段としての役割や、過疎地等でのブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ることにかんがみれば、FTTR提供コストの負担軽減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当と考えられる。</p> <p>○ サブアンバンドルした下部区間の保守のために、上部区間が必要となる点についてコスト負担の在り方が問題となるが、以下の点を踏まえると、FTTRの提供事業者が、下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないと考えられる。</p> <p>① 上部区間を保守に利用すると言っても、常時利用するのではなく、接続事業者のサービス提供に支障が生じた場合であって、NTT東西の役務区間の障害等が原因と判断されたときに限り、障害箇所を特定するために一時的に利用するものに過ぎないこと</p> <p>② また、そもそもドライカップ接続料は、故障箇所の特定費用や修理費用が含まれた料金となっているので、サブ</p>	<p>○ FTTRで用いるドライカップの下部区間(き線点～お客様宅)を効率的に保守・運用するためには、それに対応する上部区間(局舎～き線点)を常時維持・管理しておく必要があること、また、下部区間の接続料には上部区間に係るコストは含まれていないことから、FTTR事業者には、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストに限らず、上部区間の全てのコストを負担して頂く必要があると考えます。</p> <p>○ 仮に、上部区間を使用しているにもかかわらず、下部区間の故障対応に係る上部区間の一時的利用に必要なコストのみを負担するとした場合、本来FTTR事業者が負担すべき当該コスト以外の上部区間のコストを、他のドライカップ接続料等で負担することとなり、適正なコスト負担に反すると共に、FTTRと他のドライカップとの間で、同じ設備を用いながら接続料に格差がつくこととなり、競争中立性を欠くことになるため、問題が大きいと考えます。</p> <p>○ また、FTTRについて、実際にかかったコストを下回る接続料金を政策的に設定することは、他のブロードバンドサービスとの競争中立性を欠くことになるほか、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを展開している事業者の投資意欲を削ぐことで、我が国におけるブロードバンドサービスの発展・普及に支障を及ぼしかねないことから、適当でないと考えます。</p> <p>○ なお、答申案において、「FTTRの新規需要が拡大し、下部区間だけでも需要増となれば、メタル芯線の利用効率が高まり、通常のドライカップの接続料の低廉化につながる」との考え方が示されていますが、FTTRの需要は、既存DSLサービスや電話サービスからの移行需要が大半であると考えられること等から、今後、FTTRの新規需要が拡大し、通常のドライカップ接続料の低廉化につながるとは言えないものと考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>アンバンドルメニューで下部区間の接続料を支払えば、下部区間に係る故障箇所の特定費用や修理費用を負担していると考えることが可能であること</p>	
<p>2. DSLサービス (1) 電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み</p>	<p>①回線名義人の権利保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 回線名義人の意思に反するDSL契約の申込みが行われた場合、その解除の手続を検討する際には、回線名義人の権利保護を尊重しつつ、DSLサービスの提供事業者事前に情報提供が行われるように留意することが適当である。 <p>②申し込みスキームに係る改修費用等の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ DSL事業者の中でも、今後の事業計画に差異があることを想定すると、単純に回線管理運営費に改修費用等を算入して、事業者名申込みスキームの利用の如何にかかわらず負担することとするのではなく、当該スキームを利用する事業者か否かによって、回線管理運営費を区別して設定することが、事業者間の公平性確保の観点から適当と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、DSL申込者と電話契約者との名義不一致に係る課題を抜本的に解決するための策として、2年前から、DSL事業者の名義によるDSLサービスの申込スキームを提案・協議し、昨年末以降、当該スキームを採用されるか否かについてDSL事業者のご判断をお待ちしているところです。 ○ 当社としては、当該スキームの採用について、費用負担を含めDSL事業者間で合意され、DSL事業者からの具体的なご要望を頂き次第、システム改修や電話サービス契約約款の改正等、所要の準備を進めていく考えです。

	答申案	当社意見
(2)回線名義人 情報の扱い(洗 い替え)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続事業者から提案のある加入電話の請求書に回線名義人情報を記載する案は、個人情報保護の観点から適当ではないが、回線名義人情報の更新が必要となるのは、回線名義人と請求書送付先が異なっている場合が多いと考えられること等から、このような場合に焦点を当てた周知方法を採用することが適当である。 ○ 具体的には、NTT東西においては、回線名義人と請求書送付先が異なるか否かを調査した上で、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組を行うことが適当である。 ○ なお、回線名義人情報の洗い替えについては、NTT東西から他事業者も含めて同様の取扱いが必要との意見が示されている。この点、上記のように、NTT東西以外の事業者も、個人情報の保護に関する法律等に基づき、契約者情報を最新かつ正確に保つように努めることが必要とされていることにかんがみ、回線名義人情報の洗い替えに適時適切に取り組むことが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、DSL申込者と電話契約者との名義不一致に係る課題を抜本的に解決するための策として、2年前から、DSL事業者の名義によるDSLサービスの申込スキームを提案・協議し、昨年末以降、当該スキームを採用されるか否かについてDSL事業者のご判断をお待ちしているところです。 ○ 当社としては、当該スキームが採用されれば、名義人確認に係る諸問題は解決されると考えます。しかしながら、当該スキーム導入には一定の期間が必要となることから、従来同様、電話の名義変更を促すご案内を請求書に同封することによって、「回線名義人情報の適正化」等に取り組んでいく考えですが、新たな取り組みを行う場合には、費用に見合う効果が得られるかを予め見極めた上で対応する考えです。 ○ なお、近年、事業者相互間の番号ポータビリティが増加していることを踏まえると、答申案のとおり、NTT東西以外の事業者も、回線名義人情報の洗い替えに適時適切に取り組む必要があると考えます。

	答申案	当社意見
<p>3. 固定ネットワークインフラの利活用</p> <p>(1) 中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置</p> <p>1) WDM装置の既設区間</p>	<p>ア 貸出ルールの扱い</p> <p>○ WDM装置の設置区間は、中継ダークファイバとしてはDランク区間であっても、空き波長が存在している場合があり、当該設置区間は、今後NGNの提供エリアの拡大に伴い増加することが想定される状況にある。当該空き波長の貸出には、WDM装置の新設の場合と異なり、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールの整備を行うことが適当である。</p> <p>○ なお、これまで空き波長の利用実績が存在しなかったのは、その貸出ルールが存在しなかったことに加えて、WDM装置の設置区間の情報など貸出を受ける事業者が必要とする情報が開示されていなかった点も影響していると考えられるため、後述するように、貸出ルールの整備に併せて、情報開示のルールについても整備することが必要である。</p>	<p>○ WDM装置については、誰でも容易に調達可能であり、現に多くの事業者が、当社のダークファイバと組み合わせて、自ら設置している等、当社のWDM装置にボトルネック性はないことから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えていること、また、接続事業者が当社のWDM装置を利用する場合、当社はインターフェースパッケージを新たに設置する必要があり、既存設備の貸し出しを前提とした現行の接続ルールの範囲を超えることになることから、新たにWDM装置の貸出しルールを整備する必要はないと考えます。</p> <p>○ 仮に、WDM装置を第一種指定電気通信設備の対象とし、貸出しルールを整備するにしても、中継ダークファイバに空きがある区間においては、接続事業者がWDM装置を自ら設置できることを踏まえ、コロケーションリソースが枯渇しているビルに設置されたDSLAM装置と同様、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に指定対象、貸出しルールの整備対象を限定して頂きたいと考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>ウ 情報開示ルールの扱い</p> <p>○ 他方、空き波長の常時把握・随時更新には、システム化が必要であっても、WDM装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられることから、総務省においては、特に中継ダークファイバの空き芯線がない区間について空き波長の利用を求める事業者が多いと考えられる点を踏まえつつ、事前開示に要する時間・コストとの関係で、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理をした上で、可能な限り必要な情報が事前に開示されるように情報開示告示の改正を行うことが適当である。</p>	<p>○ 詳細な事前情報開示を行うためにはシステム化等に係る相応のコスト及び準備期間を要すること、また、既設WDM装置の利用に関心を示された事業者が現在に至るまで2社のみである等、既設WDM装置に係る接続事業者の利用ニーズが明らかになっていないことを踏まえ、中継ダークファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置に係る情報については、費用対効果の観点から、従来どおり、具体的な事業者要望を踏まえた個別調査に基づき開示することが適当であると考えます。</p> <p>○ なお、当該情報について、当社は既に情報開示告示に基づき接続約款に情報開示手続きを定めていることから、今回、改めて情報開示告示を改正する必要はないと考えます。</p>
	<p>イ 接続料算定上の扱い</p> <p>○ 中継ダークファイバを1芯として利用する場合は、接続事業者は、自社の利用目的に応じ最適な伝送装置を選定することにより、自由に伝送方式や伝送容量を設定・変更することが可能である一方、波長分割後の1波長を利用する場合は、伝送方式や伝送容量等が、NTT東西のWDM装置の仕様によって限定されることになり、両者は利便性や効用が異なることにかんがみれば、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長は、同一の単位として捉えるべきでない</p>	<p>○ WDM装置の接続料算定にあたっては、適正なコスト負担の観点から、答申案のとおり、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することとし、未利用波長について接続事業者が応分の負担をするよう、1波長あたりの接続料は、WDM装置（接続事業者が占有するインターフェースパッケージ部分を除く）や利用する光ファイバに係るコストをそれぞれ利用波長数で按分して算定することが適当であると考えます。</p> <p>○ また、当該インターフェースパッケージ部分については、接続事業者の要望に応じて当社が新たに設置し、当該事業者が占有するものであるため、その投資リスクを適正に負って頂く観点から、その費用については当該事業者が個別負担して頂く必要があると考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信速度単位で貸出しを行うWDM装置とメートル単位で貸出しを行う中継ダークファイバでは、貸出単位が異なり、WDM装置の費用を中継ダークファイバの接続料原価に算入した形での接続料設定は困難と考えられるため、WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入することは適当ではないと考えられる。また、WDM装置の種類・容量・空き波長は、区間によって区々であるため、WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間ごとに設定することが適当であり、その単金化は、今後の空き波長の利用状況等を踏まえ検討することが適当である。 ○ 未利用芯線のコストは、加入光ファイバ接続料やドライカッパ接続料でも、接続料原価に算入され、接続事業者が負担していることとの平仄を考えれば、一波長の接続料は、未利用波長について接続事業者が応分の負担をすることとなる「b.当該区間の『総利用波長数』に占める利用波長数の割合」を採用し、この割合を接続事業者が負担する形で設定することが適当である。 	

	答申案	当社意見
2)WDM装置の未設区間	<ul style="list-style-type: none"> ○ Dランク区間でネットワークを構築する場合は、他の選択肢も含めて最も合理的な選択肢を検討することが必要であること、また今回、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出ルールを整備するため、まずはその利用状況等を踏まえてWDM装置に対する実需要を把握することが必要であることから、現時点でWDM装置の設置を義務化することは適当ではない。 ○ NTT東西からも、国や自治体等で費用負担することを前提に、WDM装置の設置を検討する考えが示されているが、現在、WDM装置の新設は、Dランク区間での代替手段のコンサルティング手続の対象外となっているため、NTT東西においては、Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸し出しを前提としたものである以上、答申案のとおり、WDM装置の設置を義務化することは適当ではないと考えます。 ○ なお、答申案において、「Dランク区間での代替手段のコンサルティングの対象にWDM装置の設置も含めるようにすることが適当」とありますが、当該区間でWDM装置を設置するためには、収容替え等による中継ダークファイバの空き芯線の確保が前提となるものの、既存の利用芯線に収容されている様々なサービスのユーザからの事前同意取得や回線の収容替え等に相当の費用や期間が必要になる等により、現実的には空き芯線の確保が困難となるケースもあると想定されることから、当社としては、自治体等が保有する光ファイバ、当社等が提供する専用線、無線・衛星設備の利用等、他の代替手段の活用を含めた幅広い検討が必要であると考えます。
(2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経路情報の事前開示については、接続事業者にとっては、ネットワークの異経路構成を事前に確認できるようになるため、セキュリティの確保された信頼性のあるサービスを利用者に対し提供することが可能となる一方、経路情報のデータベース化が必要となり、これには一定のコストを要するだけでなく、事業者の要望に応じて更に個別の調査が必要と 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、現にご利用頂いている中継ダークファイバの異経路構成の確認要望について、要望事業者に調査に係る実費をご負担頂くことを前提として、具体的な調査要望(数千区間に亘る中継ダークファイバが同一ケーブルに収容されているか否かの調査、及び別のケーブルに収容されているものの同一の管路・とう道を経由しているか否かの調査等)にお応えし、これまでに2件の実績があったところですが、今後もこれまでと同様に対応していく考えです。 ○ また、当社は支障移転工事を実施する際には、接続事業者に対し、支障移転対象回線を特定して、事前に支障移転工事を実施する旨、通知しているため、接続事業者

	答申案	当社意見
	<p>なることもあり得るところである。加えて、経路情報の開示には、セキュリティ上の問題が懸念されることから、他に同等の効果が得られる代替的な手段がある場合は、経路情報を開示することが必須とまでは言えない。</p> <p>○ 異経路構成の確認については、現在、NTT東西が事業者の個別の要望に応じて実施しているところであり、これを用いれば、事前に経路情報を開示しなくても、接続事業者は、同様の効果を得ることは可能である。しかし、現在、NTT東西が行っている個別の異経路構成の確認調査は任意に行われているものであり、その手続・費用等が定められていないため、これらを接続約款に記載することにより、利用の適正性・透明性向上を図ることが適当である。</p> <p>○ NTT東西は、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うように接続約款上措置することが適当である。</p>	<p>は、当該通知情報と過去に異経路構成を確認した回線の情報を自ら照合することによって、支障移転の対象となる回線が過去に異経路構成を確認した回線であるか否かを確認することが可能です。</p> <p>○ 以上を踏まえ、特段の費用負担を求めることなく、異経路構成の確認調査や、支障移転等が生じた時点で、過去に異経路構成の確認を行った事業者に対して、その旨を通知する取扱いを行うことについて、改めて接続約款上措置する必要はないと考えます。</p> <p>○ また、経路情報のデータベース化等に相当の費用がかかるため、当該費用を負担してまで事前開示を希望する事業者がいないと想定されること、また、上述の調査や通知の取扱いによって事業者の要望に十分お応えすることができること等に鑑みれば、答申案のとおり、経路情報の事前開示が必須とまでは、言えないと考えます。</p>

	答申案	当社意見
<p>第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備</p> <p>1. 通信プラットフォーム機能のオープン化</p> <p>(2) 固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能</p>	<p>①プレゼンス情報提供機能</p> <p>○ まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者が提供を要望する情報内容が、SIPサーバで把握可能な情報であれば、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、当該情報を提供する機能をアンバンドルするよう所要の措置を講じることが適当である。</p> <p>②セッション制御機能</p> <p>○ まずは、当該機能のアンバンドルを要望する事業者が、具体的な要望内容をもとに、NTT東西と協議をすることが適当であり、NTT東西は、その実現に向けて積極的に対応することが適当である。総務省においては、他事業者の要望状況やNTT東西との協議状況等を注視し、他事業者の要望内容について技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないかを改めて確認した上で、セッション制御機能をアンバンドルするよう所要の</p>	<p>○ 当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用して頂けるようにしていきたいと考えていますが、答申案に記載されている「プレゼンス機能」や「セッション制御機能」を含め、プラットフォーム機能のアンバンドルについては、現時点に至るまで、他事業者からの具体的な接続要望はない状況にあるため、まずは、要望事業者において要望内容を具体化して頂く必要があると考えます。当社は、具体的なご要望が寄せられた場合には、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないことを確認の上、当該事業者と協議を進めていく考えです。</p> <p>○ また、当社としては、アプリケーション・コンテンツ提供事業者から、具体的なご要望をお聞かせ頂ければ、積極的に対応していく考えであり、国際標準の動向も踏まえつつ、NNIIによる機能アンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの機能提供を含め、できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法を選択・提案させて頂く考えです。</p> <p>○ なお、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p>

	答申案	当社意見
	措置を講じることが適当である。	
<p>第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方</p> <p>1. 接続料算定</p>	<p>○ そもそも接続料水準が不当に高額である場合は、その分利用者料金に転嫁することに解決を求めるのではなく、不当に高額な接続料の是正に向けて取り組むことが本筋であり、事業者からも、番号ポータビリティ導入以降、番号による着信事業者の識別ができない状況を踏まえ、利用者利便の観点から着信先によらない統一的な利用者料金を設定している等の意見が示されていることが</p>	<p>○ 携帯電話事業者の接続料の適正性については、上述したとおり、全ての携帯電話事業者を対象に検証する必要があるため、接続料算定等に係るガイドラインを策定するにあたっては、接続料原価に含めるべきコスト範囲や接続料算定の手順等を厳密に定めることで、極力曖昧さを排除すると共に、全ての携帯電話事業者を適用対象とすることにより、各事業者の接続料算定が同じ基準で行われるようにして頂きたいと考えます。その上で、総務省殿において、徹底した検証を実施して頂くと共に、検証の結果、携帯電話事業者の接続料算定が当該ガイドラインに違反している等した場合には、総務省殿において、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。</p> <p>○ 固定電話事業者の接続料についても、従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信</p>

	答申案	当社意見
<p>上の課題</p> <p>(1) 指定事業者と非指定事業者の接続料水準差</p>	<p>ら、利用者に転嫁する結果となる利用者料金で調整を行う考え方は、適当ではないと考えられる。</p> <p>○ 不当に高額な接続料を設定する点に着目した措置が必要となるが、この点、接続拒否は、これまでサービス提供を受けてきた利用者に対する影響を考えると適当ではなく、また二種指定事業者に指定することも、不当に高額な接続料設定を行うこと自体が指定の根拠とはならないため、適当ではない。</p> <p>○ 指定事業者と非指定事業者の間では、「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されることになる点を踏まえると、一定の制約が自ずと存在すると考えることも可能であるが、事業者からは、コストベース、着信先によらない統一的な利用者料金設定に支障を与えない範囲等の基準を提示する意見から、そもそも基準の設定は困難との意見まで様々なものが示されており、具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当と考えられる。</p> <p>○ 一部の非指定事業者が設定する接続料水準を巡って提起・議論されてきた面があるが、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を</p>	<p>設備の対象外となっていたため、「固定－固定」間の通信においては、事業者間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、昨年3月の審議会答申を踏まえ、当社のひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされたことで、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定めることとなった一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、今後、非規制事業者が規制事業者の接続料よりも不当に高い水準の接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる懸念が生じています。</p> <p>○ 答申案において、「指定事業者と非指定事業者との間では、「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されることになる」と指摘されているとおり、お客様が着信先の事業者を選択できない（着信先の事業者がどこか分からない）ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくい構造になっている、いわゆる着信ボトルネック性の問題については、固定電話事業者の接続料についてもあてはまることから、総務省殿において、当社のPSTNの接続料やひかり電話の接続料よりも高い接続料を設定している固定電話事業者に対して、携帯電話事業者に対するのと同様のガイドラインを策定・適用し、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者の接続料よりも接続料が高い理由や、自社内や自グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するよう求め、それら説明の妥当性を含め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、「不当に高額な接続料」にあたることを認められる場合には、それを是正して頂きたいと考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>積極的に実施する考えを示している。この点、第二章において、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当とし、これにより現行の接続料水準差の適正化が期待されるところであるため、この観点からも、本項の問題については、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当と考えられる。</p> <p>○ なお、「不当に高額な接続料」の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる。</p>	
(2)ビル&キープ方式	<p>○ 現在、指定事業者が接続料を設定する双方向型機能は、音声通話機能のみであることから、精算コストを削減する観点から現行の接続料精算方法を変更することの必要性は乏しいと考えられる18。しかし、今後、双方向型のデータ通信機能に関する接続料設定が行われ、動画等の相互配信が行われるようになる場合は、相互に接続料を精算することに伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、</p>	<p>○ ビル&キープ方式は、「逆ザヤ問題」を回避できる点、接続料の精算コストが不要となる点、他社接続料の水準に左右されず、自社でコントロール可能な自網区間のコストだけで柔軟な利用者料金を設定することが可能になる点において、優れた方式であり、答申案のとおり、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めていく必要があると考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。</p> <p>○ 複数の事業者から、ビル&キープ方式の適用基準に通信量の均衡を採用することは不相当との意見が示され、その理由として、事業者ごとにネットワークコストが異なることを考慮できないことが挙げられていることにかんがみると、ヒストリカルコストとは無関係に、指定事業者と接続事業者のネットワークコストが同額であると擬制する考え方に理解を得ることは困難と考えられる。通信量の均衡・不均衡自体を適用基準とすること自体が、新規事業者や中小規模の事業者にとって不利であるから適切でないとの意見が示され、加えて一の機能に関し、ビル&キープ方式が適用される者と適用されない者が混在することは、接続料算定の適正性・公平性を損なうとの意見も示されていることを考えると、通信量の均衡を適用基準とすることに接続事業者の理解を得られる状況になく、これにより得られるメリットを勘案しても、現時点で通信量の均衡・不均衡を適用基準とする形でのビル&キープ方式の導入が必要とは考えられない。</p> <p>○ 今後、双方向型のデータ通信機能を利用する接続形態が出現・増加する状況になれば、相互に接続料を精算すること</p>	

	答申案	当社意見
	<p>に伴う課題が実際に生じ、改めて接続料算定の在り方を検討することが必要となることもあり得るので、今後の双方向型機能の設定・利用動向を注視しながら、引き続きビル&キープ方式の導入の在り方について検討を深めることが適当である。</p>	
<p>(3)その他 1)NTT東西のNGNにおけるGC接続機能の類似機能のアンバンドル</p>	<p>○ GC接続機能の類似機能のアンバンドルには、收容ルータから他社中継網へのパケットの振分が必要となるが、NGNでは、收容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、收容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されているため、アンバンドルにはルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となり、その実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のFTTH化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、当該機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討を深めることが適当である。</p>	<p>○ GC接続機能は、アクセス設備が当社の固定電話しかなく、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代に、中継電話サービスの競争を促進する観点から導入されたものであると認識しています。</p> <p>○ しかしながら、その後、固定電話市場においても、CATV電話やドライカップ電話等の直収電話サービスの登場により、他事業者は独自のネットワークを構築し、当社の固定電話に依存することなく、お客様を獲得できる競争に変容してきました。</p> <p>○ まして、ブロードバンド市場(IP電話市場)では、DSL、FTTH、CATV、WiMAX等の高速無線アクセスなど、多様なアクセス手段が存在しており、他事業者は、NGN等当社のIPネットワークに全く依存することなく、IP電話を含めたブロードバンドサービスを提供されています。西日本エリアのFTTH・CATVサービス市場で見ても、当社のシェアは西日本マクロで51.9%(平成21年3月末)に止まり、関西圏を中心に当社と電力系事業者とのシェアが拮抗しているほか、三重、富山、福井ではCATV事業者のシェアが59%、55%、50%と、当社のシェアを凌いでいる状況にある等、ブロードバンドサービス市場では事業者間競争が進展しています。</p> <p>○ このように、ブロードバンド市場(IP電話市場)における競争構造は、PSTNの競争構造とは大きく異なっており、NGNにPSTN時代に導入されたGC接続機能を導入する必要はないと考えます。</p> <p>○ また、現在、当社のNGNでは、收容ルータの負荷を分散し効率的なネットワークを構築する観点から、收容ルータは、上位の中継ルータにパケットを伝送する機能しか有しないように設計されているため、GC接続類似機能をアンバンドルする場合には、ルータ等の容量等の抜本的な見直しを含むNGNの網構成の抜本的な変更が必要となり、</p>

	答申案	当社意見
		多額のコストが嵩むことになると想定され、低廉なブロードバンド(IP電話)サービスの提供が困難となることから、NGNにGC接続類似機能を導入することは適切ではないと考えます。
2) 加入光ファイバ接続料・ドライカップ接続料等の見直し	<p>○ ドライカップ接続料などレガシー系接続料については、PSTNからIP網への移行が進展し、メタル回線の稼働芯線数や通信量の減少傾向が続く中で、接続料水準が上昇傾向にある。これは、コストは効率化等により、毎年度低廉化傾向にあるものの、回線数等の減少による影響がそれを上回っていることによるものであり、今後、コスト面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される。</p>	<p>○ 答申案において、「レガシー系接続料については、今後、コスト面だけでなくプライシング面にも着目した検討が必要となる事態も想定される。」とされていますが、当社としては、接続料は、ご利用頂いた設備に係る費用を回収するものとして、実績の費用・需要に基づき算定することが原則であると考えます。</p> <p>○ 仮に、レガシー系の接続料について、費用の未回収が発生するような意図的な政策や算定方法を採用した場合、他のブロードバンドサービスとの競争中立性を欠くことになるほか、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを展開している事業者の投資意欲を削ぐことで、我が国のブロードバンドサービスの発展・普及に支障を及ぼしかねないことから、適当でないと考えます。</p>
2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	<p>1) 検討の視点</p> <p>○ 今後の指定電気通信設備制度の在り方については、固定通信市場とモバイル市場の融合、上位レイヤー市場で事業展開を行う事業者(回線不設置事業者)の扱い、共同的・一体的市場支配力等の行使の可能性の3点を視点として検討することが重要になると考えられる。</p> <p>2) 検討課題</p> <p>① 市場画定</p> <p>○ 今後、ネットワークレベルで固定通信と移動通信の差異が希薄化し、固定アクセス回線を用いたサービスと移動アクセ</p>	<p>【水平的な市場統合について】</p> <p>○ 固定・携帯通信事業の統合をはじめ事業者の合従連衡が進展し、現にNTTグループ以外の他事業者は、固定・携帯通信事業を同一の会社が提供する等していますが、更に、昨年以降、固定通信事業と携帯電話事業を1社(グループ)で提供している事業者が、自社内やグループ内の「固定-携帯」間通話を無料にするサービスを提供される等、NTTドコモ分社時やNTT再編成時から市場環境・競争環境は一変してきています。</p> <p>こうした中、当時講じられた措置のうち、現在の市場環境・競争環境にそぐわなくなっているものについては、早急に、撤廃を含めた見直しを行って頂きたいと考えます。</p> <p>○ また、FMCサービス等の固定/移動融合サービスの提供等、部分的な水平的市場統合に対応したドミナント規制に係る議論については、現在の指定電気通信設備規制において、固定系設備のボトルネック性についてはネットワークのオープン化により小売市場に及ぼす影響を遮断する措置が、また移動系設備については円滑な接続を確保するための措置が、それぞれ既に講じられているため、新たな規制を設ける必要は</p>

	答申案	当社意見
	<p>ス回線を用いたサービスが一体的に提供されるFMCサービスが本格的に展開されるようになると、固定通信市場とモバイル市場の二分法だけで指定事業者を指定することの妥当性について、FMCサービスに対応した市場画定の要否も含めて検討することが必要になると考えられる。</p> <p>○ これまでは、回線設置事業者間の接続等を公正競争環境整備の主たる対象としていたため、通信レイヤーのドミナント事業者を想定して通信レイヤーに着目した市場画定を行ってきた。しかし、通信レイヤー市場の市場支配力の上位レイヤー市場へのレバレッジにも留意すべきとの意見や、今後の上位レイヤー市場の伸長に着目すると、当該市場の主要プレイヤーである回線不設置事業者の事業法上の位置付けを含め、通信レイヤー市場のドミナント事業者と上位レイヤー市場の関係に着目した市場画定の在り方について検討することが必要になると考えられる。</p> <p>○ 更に、我が国では、小売市場・卸売市場を区別することなく、固定通信市場・モバイル市場の市場画定を行っているが、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画定するアプローチを採用している。我が国でも、</p>	<p>ないと考えます。</p> <p>○ むしろ、固定通信事業と携帯電話事業を1社(グループ)で提供している事業者は、固定通信事業者に対して固定通信事業者の接続料よりも非常に割高な接続料を設定している一方で、自社又はグループ内の通話料を無料としており、その無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料で補填している懸念があるため、当該事業者が設定している接続料の適正性や、自社やグループ内の取引条件が他事業者との間の取引条件と公平な取扱いとなっているか否かを検証することについて、検討して頂きたいと考えます。</p> <p>【垂直的な市場統合について】</p> <p>○ 通信サービスレイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへの影響は、線路敷設基盤を含むボトルネック設備や局舎等のオープン化等によって遮断されていることから、通信レイヤーにおける市場支配力の上位レイヤーへのレバレッジを考慮して、垂直的市場統合に対応する新たなドミナント規制を設ける必要はないと考えます。</p> <p>むしろ、今後、Google等の上位レイヤーにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスにおいて市場支配力を行使することも想定されることから、通信レイヤーを起点としたレバレッジだけを議論するのではなく、上位レイヤーで市場支配力を有する事業者による上位レイヤーからの市場支配力の行使等についても議論を深めていく必要があると考えます。</p>

	答申案	当社意見
	<p>現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否についても検討が必要になると考えられる。なお、市場画定の在り方の検討に際しては、市場画定手法の在り方や「部分市場」の概念の活用なども併せ検討することが適当と考えられる。</p> <p>②市場支配力</p> <p>○ 今後、現在の市場に加えて新たな市場を画定する場合等を想定すると、市場支配力の認定方法として、従来の設備シェアに加えて、需要、供給の弾力性・代替性など設備シェア以外の要素を考慮することの妥当性・必要性を検討することが必要になると考えられる。また、今回の検討でも議論されたように、モバイル市場において、MVNOなど電波の割当を受けない者との接続が重要性を増している状況を踏まえると、有限希少な電波の割当を受けることと市場支配力との関係について検討することが必要になると考えられる。</p> <p>○ これまでは一の市場に閉じる形で単独の事業者を対象に市場支配力の認定を行ってきたが、携帯事業者による垂直統合型の事業展開のように、一の事業者が複数の関連市場にまたがって事業展開を行うことや、ドミナント事業者が、その子会社・関連会社等が一体となって事</p>	

	答申案	当社意見
	<p>業展開を行うことなどについて、公正競争上の懸念が示されている状況にある。</p> <p>○ 今後の競争環境の推移を注視する必要はあるが、このような状況の中で、従来の単独市場・単独事業者の考え方で対応できない事態が想定されれば、一の市場の市場支配力の関連市場へのレバレッジの問題や、異なる市場で市場支配力を有する事業者であって互いに密接な資本関係を有する事業者同士が、一体的な事業展開を行うことの問題、市場支配的事業者が、一の市場で子会社等と一体的な事業展開を行うことの問題など、共同的・一体的市場支配力等の行使に係る問題について、市場支配力の認定との関係で検討することが必要になると考えられる。</p> <p>③規制内容</p> <p>○ 今後、規制内容を検討する場合は、規制の構成要素（接続関連規制、行為規制、サービス関連規制）、規制構造（接続関連規制前置）、各規制構成要素の規制内容等について、それぞれ検討することが必要になると考えられるが、これらは、市場の画定内容や規制根拠とリンクした市場支配力の認定方法と密接に関連すると考えられるため、各市場の特性や市場ごとの規制根拠等に照らして、個別具体的に検討することが必要に</p>	

	答申案	当社意見
	なると考えられる。	